

(作成日：平成 29 年 3 月 17 日)

(最終更新日：令和 7 年 4 月 1 日)

輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱

1 目的

この要綱は、輸出食品に関する自由販売証明書 (Certificate of Free Sale) (輸出先国の関係政府機関に提出又は提示するために発行する、我が国で製造又は加工され、かつ、国内で流通可能な食品であることを証する書面をいい、本要綱において「証明書」という。) について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則 (令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号) 第 3 条に基づく発行手続その他必要な事項を定めるものとする。

2 対象

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 4 条に定める食品のうち、日本国内で製造又は加工され、かつ、小売店等で販売されている形態の食品 (厚生労働省又は農林水産省が衛生証明書の発行を行っている食品を除く。) とする。

3 証明書の発行要件

証明書は、次の (1) 及び (2) に適合している場合に発行するものとする。

(1) 対象となる食品が次の全ての要件を満たすこと。

- ① 日本国内で製造又は加工された食品であること。
- ② 日本国内で現に販売され、又は販売することが可能な食品であること。
- ③ 食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例に基づく、施設の改善命令、許可の取消し又は営業の禁停止を受けている製造者 (製造所を含む。本要綱において同じ。) 又は加工者 (加工所を含む。本要綱において同じ。) が製造・加工した食品ではないこと (ただし、適切に改善等の措置が実施されたことが確認されている場合を除く。)
- ④ 製造者又は加工者から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われていることが確認できる食品であること。
- ⑤ 消費期限が設定された食品にあつては、設定された期限内に輸出先国において消費することが困難な食品ではないこと。
- ⑥ 輸出することのみを目的として製造又は加工された食品にあつては、国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことが説明された食品であること。

- (2) 申請者は、本要綱に基づき発行される証明書を輸出先国の関係政府機関に提出又は提示する目的以外で使用しないこと。なお、申請者は、日本国内に住所を有するものであって、輸出を行おうとする食品の輸出者であること。

4 発行手続

- (1) 証明書の発行申請（本要綱において「申請」という。）は、申請者が、あらかじめ、輸出先国の輸入手続において、当該証明書の提出又は提示が求められることを確認した場合に限り行うことができる。
- (2) 申請は、前記3に定める要件が全て満たされていることを確認の上、申請者の事業所が所在する都道府県を管轄する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局（本要綱において「地方農政局等」という。）の受付担当課（別表）に対して行うことができる。
- (3) 申請書類は、次のとおりとする。

- ① 輸出食品に関する自由販売証明書発行申請書（別紙様式1）
- ② 誓約書（別紙様式2）
- ③ インボイス及びパッキングリストの写し
- ④ 輸出食品のパッケージ写真並びに製造所又は加工所の名称及び住所が分かる資料（実際に輸出しようとする食品のものであること。製造所又は加工所の名称及び住所が、製造所固有記号で表示されている場合には、写真に加えて、当該記号が示す製造所又は加工所の名称及び住所が分かる書類。）
- ⑤ 輸出食品の入手経路等が明らかになる書類の写し
- ⑥ 輸出することのみを目的として製造又は加工された食品の場合にあっては、食品を製造又は加工した者が3（1）⑥を満たす食品であることを説明した書類

注：地方農政局等は、上記の申請書類の他に、審査のために必要な追加書類の提出を求めることができるものとする。

(4) 申請方法

申請は、①農林水産省が設ける一元的な輸出証明書発給システム（別紙 ZZ-01 「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システムをいう。）又は②輸出入・港湾関連情報システム（本要綱において「NACCS」という。）のいずれかを使用して行うものとする。なお、同システムの故障、改修等により、当該システムによる申請ができない場合は、申請は、③書面又は④電子メールによることができるものとする。

申請者は、手数料の納付とともに、以下の表の左欄に掲げる申請方法の種類ごとに、中欄に掲げる留意点に従って、右欄に掲げる申請書類を提出し申請すること。

注 1：申請者は、輸出しようとする食品について、製造所又は加工所ごとに、申請手続を行うこと。

注 2：①一元的な輸出証明書発給システム、②NACCS 又は④電子メールにて申請を行う場合の申請書類は、電子ファイルとし、申請者の責任のもとで、証明書の発行日から 1 年間保管すること。

申請方法	申請に際しての留意点	申請書類 (番号は、(3) の ①から⑥までを指 す。)
① 一元的な輸出証明書発給システム	申請前に、あらかじめ、農林水産省が設ける一元的な輸出証明書発給システムの利用申請の手続(製造所等登録の手続を含む。本要綱において同じ。)を済ませること。この手続は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に従って行うこと。	②から⑥まで
② NACCS	申請前に、あらかじめ、NACCS 及び一元的な輸出証明書発給システムの利用申請の手続を済ませること。これらの手続は、農林水産省及びNACCS のホームページに掲載する利用手続に従って行うこと。	①から⑥まで (①については、別紙様式 1－2 を提出すること。)
③ 書面	原則として、一元的な輸出証明書発給システムの故障、改修等により、当該システムによる申請ができない場合のみ、地方農政局等の受付担当課に、持参、郵送等にて、申請書類を提出すること。	①から⑥まで
④ 電子メール	原則として、一元的な輸出証明書発給システムの故障、改修等により、当該システムによる申請ができない場合のみ、地方農政局等の受付担当課に、電子メールにて申請書類を提出すること。なお、電子メールの宛先は、地方農政局等の受付担当課に確認すること。	①から⑥まで

	また、申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。	
--	--------------------------------------	--

(5) 地方農政局等の長（本要綱において「地方農政局長等」という。）は、申請者から提出された申請書類等を審査し、輸出しようとする食品及び申請者が、3に掲げる要件を満たしていることが確認できた場合には、証明書様式（別紙様式3（輸出先国がトルコである場合においては別紙様式3－2））に必要事項を記載し、証明書を発行する。

(6) (5) の審査において、3（1）③に掲げる要件（本要綱において「食品衛生要件」という。）を満たしていることの確認に係る手続は次のとおりとする。

- ① 地方農政局等の受付担当課は、輸出しようとする食品の製造所又は加工所の所在地を管轄する保健所に対して、食品衛生要件に係る照会を行う。ただし、過去の照会及び③に定める情報共有手続を通じて把握した情報により、要件確認が可能な場合は、この限りでない。
- ② 地方農政局長等は、①の照会に対して保健所が行った回答により、照会に係る食品が食品衛生要件を満たしていることを確認できる場合には、その回答日から1年間、当該食品が食品衛生要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。
- ③ 地方農政局等は、①の照会に対する保健所の回答によって得られた情報を、農林水産省の本省及び別表に記載された全ての地方農政局等の受付担当課との間で共有するものとする。

5 証明書の交付

地方農政局長等は、申請者の選択に従い、次のいずれかの方法により証明書を交付することとする。

- ① 農林水産省本省、地方農政局等、農林水産省の職員の駐在地又は委託を受けて証明書の交付を行う者の事務所において手交
- ② 郵送

また、郵送による証明書の受領を希望する申請者は、あらかじめ、宛先を記入した返信用封筒等（郵送に必要な料金分の切手を貼付すること。）を、申請を行った地方農政局等の受付担当課に送付すること。

6 留意事項

申請者は、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請者は、輸出を行うことを予定する日までに証明書を受領することができるよう、十分な猶予をもって申請を行うこと。なお、各地方農政局等は、理由の如

何を問わず、申請者が輸出を行うことを予定する日までに証明書を受け取ることができない場合の責任を負わないものとする。

- (2) 事前の予告なく証明書発行の遅延、一時的な発行停止その他本要綱の変更が行われる可能性があり、国は、これに起因する損害等を補償しないこと。
- (3) 申請者が本手続において不正を行った場合又は輸出先国の関係政府機関に提出若しくは提示する目的以外で取得し、適正使用等が確保されていないと判断される場合には、証明書の発行が取り消され、又は証明書の発行が停止される場合があること。
- (4) 証明書は、輸出しようとする食品が日本国内において流通可能なことを証明するものであり、輸出される個々の食品の安全性を証明するものではないこと。また、本要綱に基づく証明書の発行は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではないこと。
- (5) 地方農政局長等は、証明書の文面について、申請者の個別の要望に応じないこと。また、輸出先国がトルコである場合に限り、別紙様式3-2により、証明書を発行することとしているが、これは、トルコ政府との協議を踏まえ発行するものであること。
- (6) 申請者は、輸出先国の衛生上の規則、条件等について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により自主的な衛生管理に努めること。
- (7) 提出書類に疑義があること等が確認又は推定された場合、地方農政局等の受付担当課は、証明書の発行の前後を問わず、必要に応じて、申請者に対し、輸出しようとする食品等に関する調査、指導等を行うことがあること。また、申請者は、提出書類の正確性のみならず、輸出しようとする食品の安全性、輸送、保管における製品管理等について責任を負うものとし、調査に対して協力し、指導に対しては真摯に対応しなければならないこと。